

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(十) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . . .	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2			均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2)の 内訳	(2)のうち損金経理 による積立額	3		均等益金算入額 (17)×—	18	
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額	4		同上以外の場合による 益金算入額	19	
積 立 限 度 準 額 の 計 算	空港用地取得の 価額	5		計 (18)+(19)	20	
	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	6				
積 立 限 度 準 額 の 計 算	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」))	7		当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
	新関空会社所得金額	8		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16)-(20)+(21)	22	
	新関空会社欠損金額	9				
	$((7)+(8))$ 又は $((7)-(9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10				
所得基準額 (7)-(10)	11					
計 算	空港用地整備債務の額	12	額 と の 差 額 の 明 細	積立限度超過額 (2)-(14)	26	
	空港用地整備債務基準額 (12)-((16)-(19)) (マイナスの場合は0)	13				
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14				
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)	15		前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))	28	

15欄
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の57第1項」
②区分番号に、「10404」
③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)を記載してください。